

令和6年瀬戸市議会9月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第55号議案	瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第2係 教育政策課 企画係 文化課 文化係、文化財係 スポーツ課 スポーツ係
1 条例制定の理由	<p>教育委員会の職務権限は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条で規定されており、公民館の事業、スポーツ及び文化財の保護に含まれているが、同法第23条で条例を定めるところにより一部の事務について地方公共団体の長が管理し、執行することができることとされている。</p> <p>博物館及び公民館の設置等、スポーツ及び文化に関することについて、施設の機動的かつ一体的な活用の促進、スポーツを通じた経済及び地域の活性化並びにやきもののまちとして地域資源（歴史、文化、産業）の活用を、総合的なまちづくりの観点から、地域振興、まちづくり等の関連行政と併せて市長が管理執行するに当たり、条例を制定するため。</p>
2 条例制定の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を以下のとおりとする。</p> <p>ア 博物館及び公民館の設置、管理及び廃止に関する事（博物館及び公民館の事業に関することを含む。）。</p> <p>イ スポーツに関する事（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>ウ 文化に関する事。（エに掲げるものを除く。）。</p> <p>エ 文化財の保護に関する事。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を令和7年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>


3 条例制定に係る根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条、第23条

4 条例制定に伴う影響、効果等

地域振興、まちづくり等の関連行政と併せて教育委員会の所管する教育に関する事務の一部を市長が管理執行することで、施設、スポーツ及び文化の持つ効用をより活かすことができる。

また、本条例の制定に伴い、教育委員会の権限に属する事務の補助執行を見直す。

第56号議案	市有財産（土地）の売払いについて
担当課・係名	政策推進課 公共施設マネジメント係
1 議案提出の理由	市有財産（土地）を売り払うに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	<p>(1) 土地の所在 瀬戸市萩殿町2丁目178番1、178番2</p> <p>(2) 地目 宅地</p> <p>(3) 登記面積 18,655.47平方メートル</p> <p>(4) 売払方法 制限付き一般競争入札</p> <p>(5) 売払価額 510,010,000円</p> <p>(6) 売払先 名古屋市東区泉一丁目13番36号 シー・クエンス株式会社</p>
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>(1) 住宅用地として活用することにより、子育て世代の定住の促進を図ることができる。</p> <p>(2) 位置図（図中にある校舎（旧祖母懐小学校）等の建物は解体済み。）</p>
	

第57号議案	瀬戸市事務分掌条例の一部改正について
担当課・係名	行政課 事務管理係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>多様化及び複雑化する社会ニーズ等に迅速かつ的確に応えていくことを目的とする行政組織の再構築に当たり、条例中所要の事項を改正するため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>現在の本市を取り巻く状況に対して、最適に対応できる行政組織の規模の見直しを図り、かつ、市民に分かりやすい部署名へ変更し、所掌する事務を整理する。</p> <p>ア 市長直轄組織を現行の3課から防災安全課の1課に変更し、防災及び危機管理に関することのほか、平時においても市民の安全に対応可能な組織に改める。</p> <p>イ 経営戦略部を企画部とし、市政情報及びシティプロモーションに関することを加えた事務分掌とする。</p> <p>ウ 行政管理部を総務部とし、市税に関することを加えた事務分掌とする。</p> <p>エ 地域振興部を経済文化部とする。</p> <p>オ 市民生活部から市税に関することを総務部へ移管し、市民の協働、自活的活動及び交流に関すること並びに多様性社会の実現に関することを加えた事務分掌とする。</p> <p>カ 健康福祉部の事務分掌に、子ども及び子育てのほか、若者に関することを加える。</p> <p>キ 都市整備部の事務分掌に、農林業に関することを加える。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を令和7年4月1日とする。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>部署名を変更し、事務分掌を整理することにより、市民にとって分かりやすく、かつ、職員が働きやすい組織とすることができる。</p>

第 5 8 号議案	行政組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第 1 係 行政課 事務管理係、法務係 人事課 人事給与係 文化課 文化係
<p>1 条例制定の理由</p> <p>5 つの審議会等を所管する部署について、行政組織の改編により変更される部署名に合わせるに当たり、条例中所要の事項を改正するため。</p>	
<p>2 条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>行政組織の改編に伴い、審議会等を所管する部署名を次のとおり改める。</p> <p>ア 瀬戸市特別職報酬等審議会 行政管理部人事課を総務部人事課に改める。</p> <p>イ 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会 行政管理部行政課を総務部行政課に改める。</p> <p>ウ 瀬戸市行政不服審査会 行政管理部行政課を総務部行政課に改める。</p> <p>エ 瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会 市長直轄組織まちづくり協働課を市民生活部多様性協働課に改める。</p> <p>オ 瀬戸市文化施設運営委員会 地域振興部文化課を経済文化部文化課に改める。</p> <p>※いずれも業務の内容に変更は生じない。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和 7 年 4 月 1 日</p>	
<p>3 条例制定に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号</p>	
<p>4 条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>行政組織の改編により変更となった部署名で業務を行うことができる。</p>	

第 5 9 号議案	瀬戸市公告式条例の一部改正について
担当課・係名	行政課 法務係
1 条例改正の理由	近年の行政手続における押印の見直し及びアナログ規制の見直しの観点から事務の効率化を図るため、掲示場の設置箇所数及び規則の公布等の手続を見直すに当たり、条例中所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 公布する条例等の掲示場所を、瀬戸市役所前掲示板及び3支所（水野支所、幡山支所、品野支所）前掲示板の4箇所から瀬戸市役所前掲示板の1箇所に改める。</p> <p>イ 規則の公布文への市長の署名を記名に改める。</p> <p>ウ 規程の公表に係る市長印の押印を廃止する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を令和6年10月1日とする。</p>
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第5項
4 条例改正に伴う影響、効果等	<p>掲示場所を4箇所から1箇所にするにより、3箇所分の条例等の公布に係る文書及び職員の事務の削減が見込まれるほか、アナログ規制の見直しの推進を図ることができる。</p> <p>※削減される再生紙使用枚数：令和5年度実績約8,100枚（約2,700枚×3か所）</p> <p>※削減される事務：令和5年規則公布実績28件、令和5年告示件数（規程も含む）190件</p>

第60号議案	瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>地方公務員等共済組合法が施行された昭和37年12月1日前に退職した職員の遺族に対し、瀬戸市職員の退職年金等に関する条例により遺族年金の支給をしている。</p> <p>支給の基となる恩給年額は国民年金の改定率により改定されるが、令和6年度の国民年金の改定率が2.7パーセント引き上げられ、恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されたことにより、恩給改定率等が改められ、遺族年金の最低保障額等が引き上げられたことから、一部を改正する条例中所要の事項を改正するため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>令和6年度における恩給改定率が1.027に引き上げられたことから、遺族年金の最低保障額（年額）を「792,000円」から「813,400円」に改める。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日（令和6年4月1日から適用）とし、所要の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成20年政令第120号）</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>現在支給している遺族年金の最低保障額が、21,400円増額となる。</p>	

第 6 1 号議案	瀬戸市クリーンセンター条例の一部改正について
担当課・係名	クリーンセンター
<p>1 条例改正の理由</p> <p>本市は、災害の発生を起因とする一般廃棄物処理及び下水処理に関して、愛知県及び県下市町村等との間において円滑に相互応援が図られることを目的として平成 26 年 1 月に「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。</p> <p>また、尾張旭市とは、事故や施設の改修等によりし尿処理業務が適正に遂行できない場合に相互応援が図られることを目的として令和 4 年 4 月に「し尿処理相互応援に関する協定」を締結している。</p> <p>現行条例では、し尿処理施設を使用できる者が市内一般廃棄物収集運搬業者等に限られることから、災害等が発生した際に速やかに対応できるよう条例中所需の事項を改正するため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>瀬戸市クリーンセンターのし尿処理施設を使用できる者について、市内の一般廃棄物収集運搬業者又は浄化槽清掃業者のほか、市長が必要と認めた者にも施設を使用できることとするもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所需の事項を改正し、施行期日を公布の日とし、所需の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>相互応援の協定を締結している愛知県及び県下各市町村等が、災害発生時等に、し尿処理施設を使用する際、速やかな対応ができるようになり、地域の防災力向上及び連携強化を図ることができる。</p>	

第62号議案	瀬戸市子ども・若者センタ－条例の廃止について
担当課・係名	こども未来課 子ども・若者センタ－
1	<p>条例廃止の理由</p> <p>瀬戸市子ども・若者センタ－を廃止するため。</p>
2	<p>条例廃止の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>瀬戸市子ども・若者センタ－が担う児童福祉機能等と母子保健機能を統合し、一体的に支援を行う組織を設置するため、当該センタ－を廃止するもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和7年4月1日</p>
3	<p>条例廃止に係る根拠法令</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2</p>
4	<p>条例廃止に伴う影響、効果等</p> <p>瀬戸市子ども・若者センタ－の役割は、母子保健機能、児童福祉機能等を備えた組織において継続されるため、廃止の影響はない。</p>

第 6 3 号議案	瀬戸市こども若者家庭センター条例の制定について
担当課・係名	こども未来課 子ども・若者センター
1	<p>条例制定の理由</p> <p>令和 4 年 6 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、全ての妊産婦、こども及び子育て世帯に対し、母子保健及び児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされた。</p> <p>現在、健康課母子保健係が担っている子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能と瀬戸市子ども・若者センターが担っている子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能を統合し、一体的に支援を行うとともに、引き続き若者への支援を行う組織を設置するに当たり、条例を制定するため。</p>
2	<p>条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 名称 瀬戸市こども若者家庭センター</p> <p>イ 位置</p> <p>(7) 瀬戸市川端町 1 丁目 3 1 番地 やすらぎ会館 4 階</p> <p>(4) 瀬戸市栄町 4 5 番地 パルティせと 3 階</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日とする。</p>
3	<p>条例制定に係る根拠法令等</p> <p>(1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 6 条第 1 項</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 0 条の 2</p> <p>(3) 子ども・若者育成支援推進法（平成 2 1 年法律第 7 1 号）第 1 3 条</p>
4	<p>条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>母子保健と児童福祉の両機能を備え、若者への支援を継続することにより、妊産婦、こども及び子育て世帯並びに若者への切れ目ない支援を行うことができる。</p>

第 6 4 号議案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>令和 5 年 1 2 月 2 2 日に閣議決定されたこども未来戦略を踏まえ、保育所等の職員の配置基準の改善を図るために家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、条例中所要の事項を改正するため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>保育士、保育従業者の配置基準（最低基準）を次のとおり改める。</p> <p>ア 満 3 歳以上満 4 歳未満の児童について「おおむね 2 0 人につき 1 人以上」を「おおむね 1 5 人につき 1 人以上」に改める。</p> <p>イ 満 4 歳以上の児童について「おおむね 3 0 人につき 1 人以上」を「おおむね 2 5 人につき 1 人以上」に改める。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を公布の日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>本条例が適用される市内にある家庭的保育事業所等（3 園）は全て満 3 歳未満児を保育する定員 1 9 名以下の小規模園のため、改正の影響はない。</p>

第 6 5 号議案	瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>国のアナログ規制の見直しの対象となっている書面掲示及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定について、当該規制の解消を図るために特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、条例中所要の事項を改正するため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 特定教育・保育施設等の運営規程の概要等の重要事項について、当該施設等の見やすい場所に書面で掲示することに加え、インターネットを利用して閲覧に供しなければならないこととするもの。</p> <p>イ 書面等に代わり、磁気ディスク、シー・ディー・ロム等の使用による記録の交付又は提出を定めた規定について、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう磁気ディスク等の具体的な名称を削り、電磁的記録媒体とするもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を公布の日とし、所要の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>国の基準と同様の改正を行うことにより、手続のオンライン化、デジタル技術の活用等アナログ規制の見直しを推進することができる。</p>	

第 6 6 号議案	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
担当課・係名	国保年金課 医療福祉係
<p>1 議案提出の理由</p> <p>令和5年に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から後期高齢者医療の被保険者証が廃止されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正される。</p> <p>法の改正に伴い愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するに当たり、議会の議決を求めるため。</p>	
<p>2 議案の概要</p> <p>(1) 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更の内容</p> <p>後期高齢者医療制度の事務のうち、構成市町村において行う事務について次のとおり変更する。</p> <p>ア 「被保険者証及び資格証明書の引渡し」を「資格確認書等の引渡し」に変更する。</p> <p>イ 「被保険者証及び資格証明書の返還の受付」を「資格確認書等の返還の受付」に変更する。</p> <p>※被保険者証は廃止後、マイナンバーカードと一体化されるが、マイナンバーカードを取得していない者等に対し、資格確認書が交付される。</p> <p>(2) 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更の施行期日等 令和6年12月2日</p>	
<p>3 議案提出に係る根拠法令</p> <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項及び第291条の11</p>	
<p>4 議案提出に伴う影響、効果等</p> <p>規約中被保険者証を引用する箇所を変更することにより被保険者証の廃止に対応した事務を行うことができる。</p>	

第 6 7 号議案	交通事故に係る和解について
担当課・係名	学校教育課 学校給食係
1	議案提出の理由 交通事故に係る和解をするに当たり、議会の議決を求めるため。
2	議案の概要 (1) 事故の概要 令和 6 年 5 月 2 日瀬戸市学校給食センター敷地内において、相手方普通貨物自動車が進んだ際、駐車中の学校教育課の軽乗用自動車に接触し、当該軽乗用自動車に損傷した物損事故 (2) 損傷の状況 後方のドア、窓ガラス及びバンパーの損傷 (3) 損害賠償の額 596,274 円（車両損害料、レッカー費用及び代車費用） (4) 和解の要旨 ア 相手方は、本市に対し、本件事故に係る損害賠償として上記(3)の金額を支払う。 イ 本市と相手方は、本件事故に基づく損害に関し、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
3	議案提出に係る根拠法令 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号

第 6 8 号議案	瀬戸市スポーツ施設条例の一部改正について
担当課・係名	スポーツ課 スポーツ係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>現行条例において記載されていない法的根拠を明確化するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>条例中スポーツ施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるに当たり、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項及び瀬戸市都市公園条例第 1 1 条の 2 を法的根拠として規定する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>スポーツ施設の設置及び管理に係る事務の法的根拠を明確にして業務を行うことができる。</p>

第 6 9 号議案	名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
担当課・係名	都市計画課 計画係
1 条例改正の理由	働き方改革により物流の停滞が懸念される 2024 年問題に対応するために流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律が一部改正されることに伴い、条例中所要の事項を改正するため。
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例中に引用している法律の名称及び条項を次のとおり改める。</p> <p>ア 条例中に引用している法律の名称について「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改める。</p> <p>イ 条例中に引用している法律の条項について「第 2 条第 1 号」を「第 4 条第 1 号」に改める。</p> <p>※条例の内容に変更は生じない。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p>
3 条例改正に係る根拠法令	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号）
4 条例改正に伴う影響、効果等	条例中流通業務を定義している法律の名称を変更し、条ずれを解消することができる。

第70号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
<p>1 議案の概要</p> <p>市道路線について、以下の3路線を認定するもの</p> <p>(1) 西山38号線</p> <p>(2) 矢形10号線</p> <p>(3) 原山台22号線</p>	

2 予算関係

第71号議案 令和6年度瀬戸市一般会計補正予算（第5号）

第72号議案 令和6年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第73号議案 令和6年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第1号）

第74号議案 令和6年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

第75号議案 令和6年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第1号）

3 決算認定関係

- 認定第1号 令和5年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和5年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和5年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和5年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和5年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和5年度瀬戸市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 認定第7号 令和5年度瀬戸市下水道事業会計決算の認定について

4 人事関係

- 同意第3号 瀬戸市教育委員会委員の任命について（教育部教育政策課）
瀬戸市教育委員会委員の任期満了（令和6年9月30日）に伴うもの
- 同意第4号 瀬戸市教育委員会委員の任命について（教育部教育政策課）
瀬戸市教育委員会委員の任期満了（令和6年9月30日）に伴うもの

5 報告関係

- 報告第10号 令和5年度瀬戸市健全化判断比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するもの
- 報告第11号 令和5年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、
水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率を報告するもの

報告第12号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
1	令和6年 6月11日	令和6年3月21日にじの丘中学校敷地内において、体育の授業中、テニスのラケットが地面と接触し、ボールと共に飛んだ小石が、相手方軽乗用自動車のリアガラスに当たり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金103,532円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)
2	令和6年 6月11日	令和6年5月28日瀬戸市立図書館駐車場において、経路を示す案内看板が強風により相手方軽乗用自動車に接触し、当該車両の前方バンパーが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金16,676円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)
3	令和6年 6月11日	令和6年5月28日瀬戸市立図書館駐車場において、経路を示す案内看板が強風により相手方軽乗用自動車に接触し、当該車両の運転席側ドアが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金50,930円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)
4	令和6年 6月18日	令和6年5月16日南山中学校敷地内において、用務員が草刈作業中、相手方普通乗用自動車の助手席側ドアガラスに小石が当たり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金38,500円を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)
5	令和6年 6月27日	令和6年4月8日汗干町地内において、相手方自転車歩道を走行中、破断して台座のみ残ったガードコーンに接触して、転倒し、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金3,933円を支払う。 (瀬戸市過失割合50%)
6	令和6年 6月28日	令和6年5月24日中山町地内において、相手方小型貨物自動車が県道を走行中、道路上の消火栓の蓋が跳ね上がり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金43,507円を支払う。 (瀬戸市過失割合80%)

報告第13号 放棄した債権の報告について

瀬戸市債権管理条例第17条第1項の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの

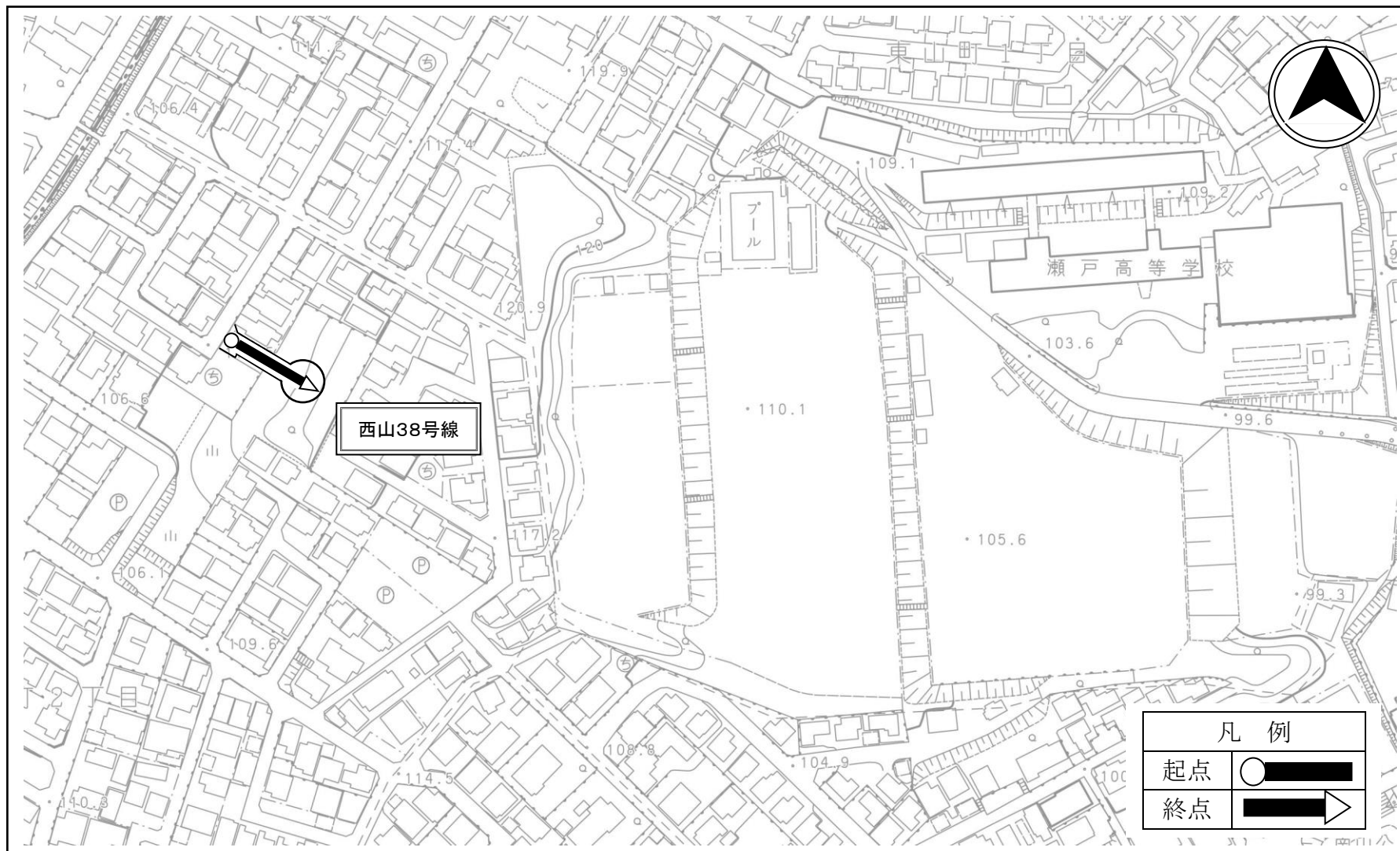
- (1) 放棄をした債権の名称
水道料金及び手数料
- (2) 放棄をした債権の件数及び金額
件数 493件 金額 1,862,074円
- (3) 債権を放棄した日
令和6年3月31日

6 提出関係

地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人等について経営状況を説明する書類を提出するもの

- (1) 令和5年度瀬戸市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- (2) 令和5年度一般財団法人瀬戸市開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- (3) 令和5年度瀬戸まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- (4) 令和5年度公益財団法人瀬戸市文化振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

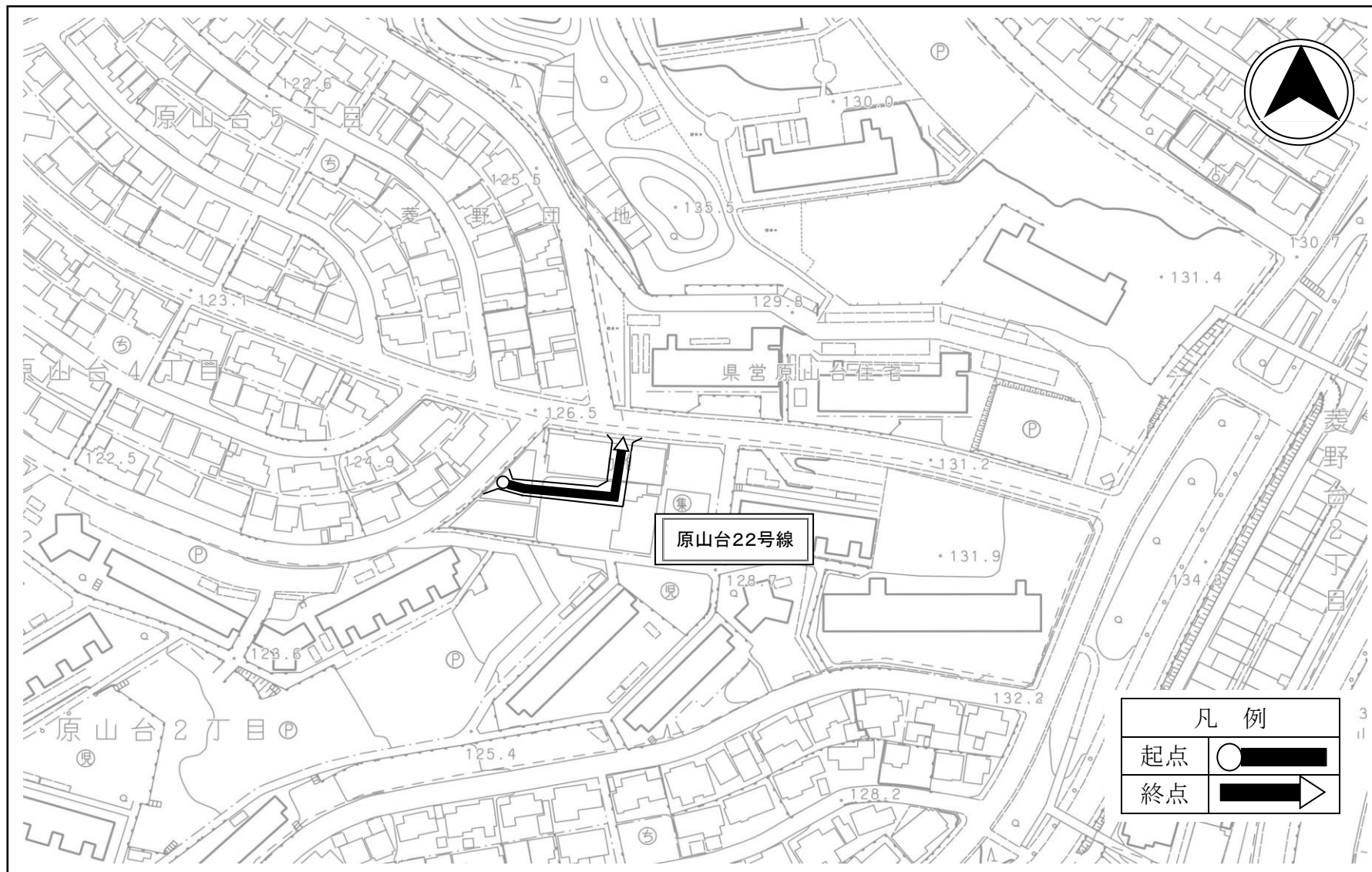
認定路線図



認定路線図



認定路線図



令和6年度 9月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正 (追加) B	5月補正 C	6月補正 D	6月補正 (追加) E	9月補正 F	F の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D+E+F	対前年同期比
							国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	45,760,000	1,679,119	1,010	410,376	153,200	868,727	14,424	18,300	① 30,211	② 805,792	48,872,432	113.1%
特 別 会 計	25,168,000			11,468		122,173	57			827	121,289	100.1%
国民健康保険事業	11,445,000			11,468		869				869	11,457,337	98.8%
春雨墓苑事業	22,000					3,000				3,000	25,000	80.6%
介護保険事業	11,066,000					118,304	57		827	117,420	11,184,304	98.8%
企 業 会 計	9,394,814			0							9,394,814	109.7%
水道事業	3,781,606										3,781,606	108.2%
下水道事業	5,613,208			0							5,613,208	110.8%
合 計	80,322,814	1,679,119	1,010	421,844	153,200	990,900	14,481	18,300	31,038	927,081	83,568,887	108.4%

①「その他」の説明
・繰入金 30,211

②「一般財源」の説明
・財産収入 510,010
・繰入金 60,000
・繰越金 235,782

2 一般会計

(1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	60,000				60,000	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により厳しい状況にある方々の生活・暮らしを支援するため、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る給付費を増額するもの。

(2) その他の主な内容

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	公共施設等整備基金積立金	510,010				510,010	公共施設等の整備に備えるため、公有地の売却収入を積み立てるもの。
民 生 費	民間社会福祉施設補助金	53,667				53,667	社会福祉施設整備の振興を図るため、国や県と協調し、市内社会福祉法人が行う障害者施設建設に係る費用の一部を補助するもの。
	会計年度任用職員	422				422	利用者の利便性向上を図るため、のぞみ学園の開所時間を延長するにあたり必要な人員・管理運営体制を確保するもの。
	のぞみ学園管理運営(開所時間延長対応分)	233				233	
衛 生 費	産前・産後支援	2,823	1,424			1,399	子育て世帯に対する支援を促進するため、子育て世帯訪問支援や産後ケアに係る委託料を増額するもの。
農 林 水 産 業 費	用排水路整備	13,000		13,000			災害の発生を予防するため、農業用水路の修繕工事に係る費用を増額するもの。
	一般管理(森林整備普及啓発)	611			611		森林の持つ公益的機能や森林整備の重要性及び必要性について市民の意識醸成を図るため、森林環境譲与税を原資とした基金繰入金を活用し、普及啓発を行うもの。
土 木 費	交通安全施設等設置(カーブミラー等修繕分)	10,500				10,500	通行者の安全確保及び交通の利便性向上のため、老朽化したカーブミラー等を修繕するもの。
	交通安全施設等設置(通学路整備工事分)	1,600			1,600		児童が安心して登下校できるよう、企業版ふるさと納税の寄附金を原資とした基金繰入金を活用し、通学路を整備するもの。
教 育 費	菱野団地小中一貫校整備	9,471				9,471	令和8年度の開校に向けて通学時の児童の安全を確保するため、北側登校用出入口の新設及び通学路の整備に係る調査・設計を行うもの。
	会計年度任用職員	2,139				2,139	日本語教育が必要な児童生徒を支援するため、日本語初期指導員を増員するもの。
	外国人児童生徒教育推進	68				68	

- (3) 繰越明許費の追加
陣屋線整備事業
- (4) 債務負担行為の追加
ふるさと納税支援業務委託、病児保育等業務委託
- (5) 地方債の変更及び追加
文化センター施設整備、用排水路整備
- (6) 上記のほか、組織改編に伴う執務室移転等費用、市有地樹木点検費用及び郵便料金改定に伴う通信運搬費の補正を行うもの。

3 特別会計

- (1) 国民健康保険事業特別会計
郵便料金改定に伴う通信運搬費の補正を行うもの。
- (2) 春雨墓苑事業特別会計
墓地の返還に伴う永代使用料還付金の補正を行うもの。
- (3) 介護保険事業特別会計
令和5年度の国庫支出金等の精算による返還金及び介護保険給付準備基金積立金並びに郵便料金改定に伴う通信運搬費の補正を行うもの。

4 企業会計

- (1) 水道事業会計
サンヒル上之山配水区電気機械設備等更新事業に係る継続費の補正を行うもの。

令和5年度 会計別決算状況

(単位：円)

会計名		歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度へ 繰り越すべき 繰上財	実質収支額	
一般会計		47,584,600,913	44,704,869,566	2,879,731,347	716,519,896	2,163,211,451	
特別 会計	国民健康保険 事業特別会計	11,183,662,092	10,842,124,507	341,537,585	0	341,537,585	
	春雨墓苑事業 特別会計	34,095,929	34,095,929	0	0	0	
	介護保険事業 特別会計	11,098,734,891	11,087,400,899	11,333,992	0	11,333,992	
	後期高齢者医療 特別会計	2,298,683,679	2,282,882,206	15,801,473	0	15,801,473	
企業 会計	水道事業会計	収益的収入 及び支出	2,762,559,426	2,478,466,778	—	—	—
		資本的収入 及び支出	155,843,700	766,473,918	—	—	—
	下水道事業会計	収益的収入 及び支出	2,262,129,939	2,152,281,111	—	—	—
		資本的収入 及び支出	1,824,485,456	2,181,774,284	—	—	—

行政委員会委員名簿

令和6年5月10日現在

教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 千春	R3. 10. 1	R3. 10. 1	R7. 9. 30
小澤 慎太郎	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
竹川 典子	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
稲垣 遼	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
大脇 忠	R5. 10. 1	R5. 10. 1	R9. 9. 30
安井 友香	R5. 10. 1	R5. 10. 1	R9. 9. 30

公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
柴田 朋子	R4. 12. 15	R4. 12. 15	R8. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R5. 7. 6	R9. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	R3. 9. 30	R7. 9. 29

固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
市野 眞知子	R5. 1. 22	R5. 1. 22	R8. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R4. 12. 21	R7. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
浅田 正巳	R6. 4. 1	R6. 4. 1	R9. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R5. 1. 20	R8. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R4. 12. 21	R7. 12. 20

監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
鈴木 洋子	R3. 7. 1	R3. 7. 1	R7. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
富田 宗一	R6. 5. 10	R6. 5. 10	R9. 4. 30

行政委員会委員名簿

令和6年5月10日現在

選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
上川 和子	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
佐野 嘉崇	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
戸田 千里	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
井上 順子	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23

人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大橋 久美子	H10. 3. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
大津 菊江	R6. 4. 1	R6. 4. 1	R9. 3. 31
伊藤 良三	H18. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
加藤 光昭	H29. 4. 1	R5. 4. 1	R8. 3. 31
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R5. 4. 1	R8. 3. 31
矢野 友子	H22. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
今井 順子	H23. 7. 1	R5. 10. 1	R8. 9. 30
中島 富士子	H24. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
横江 俊次	H25. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30

副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大森 雅之	R5. 6. 16	R5. 6. 16	R9. 6. 15

教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 正彦	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30

行政委員会委員名簿

令和6年5月10日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
井上 俊英	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
長江 和春	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
矢野 洋三	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
中村 征実	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく瀬戸市の健全化判断比率等の報告（概要）

1 令和5年度瀬戸市健全化判断比率の報告について（第10号）

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	内容
実質赤字比率	—	12.00%	20.00%	標準財政規模に対して、一般会計等の当該年度の赤字額が占める割合
連結実質赤字比率	—	17.00%	30.00%	標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計の当該年度の赤字額が占める割合
実質公債費比率	1.1%	25.0%	35.0%	標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合が支出した公債費が占める割合
将来負担比率	—	350.0%		標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合、土地開発公社等の負債が占める割合

2 令和5年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率の報告について（第11号）

	公営企業会計	資金不足比率	経営健全化基準	内容
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0%	公営企業ごとの事業規模に対して、資金不足額が占める割合
	下水道事業会計	—		